

# 当事者語りの研究会 ～悠久～ 規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、当事者語りの研究会 ～悠久～ という。

### (事務所)

第2条 本会は主たる事務所を置く。事務所については、別に定める。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、保健・医療・福祉領域における当事者の人生や生き方、思い、考えなどの語りを聴き、当該当事者の研究と会員相互の研鑽ならびに交流を図り、広く他団体とも協力のもと、文化、学術の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 保健・医療・福祉領域における当事者の共同調査及び研究活動
- (2) 研究会、講演会、研修会、ワークショップ、シンポジウムなどの開催
- (3) 当事者の語りの場・座談会・カフェ・社会参加・交流の場の創造、提供、市民の支えあいの場づくり
- (4) 他団体との交流、協議
- (5) ニュースレターなどの発行
- (6) 広報活動
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (会員)

第5条 本会の会員とは、健康障がい有する立場にある者、その家族の立場にある者、専門職の立場にある者、目的に対して理解や見識を深めたいと考える者、その他、会として認める者で、この会の目的に賛同し、入会した者とする。なお、会員とは、事業を遂行するための運営、企画・計画、実施、評価を行うものとする。

### (会費)

第6条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。既納の会費は返還しない。会費は、年額 3,000 円と定める。

(入会)

第7条 本会に会員として入会を希望する者は、入会届を事務所に提出し、承認をうるものとする。

(退会)

第8条 会員は、書面による退会届を事務所に提出し、任意に退会することができる。

2 会員は次の各号のいずれか該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 除名

3 年会費未納がある時はこれを全納しなければならない。正当な理由なくして会費を1年以上2年未満滞納した場合は原則として退会とみなす。その際も未納会費は全納しなければならない。退会しても支払った会費の返還を受けることはできない。

(資格継続)

第9条 退会の申し出がなければ、次年度も会員の地位は継続する。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときには役員会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) 会費を滞納したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき
- (3) 公序良俗に反する行為をしたとき

#### 第4章 役員 の 得 喪

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事 2名以内
- (5) その他

(選任)

第12条 代表、役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、会長、副会長、会計及び総務を兼ねることはできない。

(職務)

第 13 条 会長を、本会の代表者とし、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。又、当分の間、会計を兼任する。

3 会計は、本会の会計を担当する。

4 監事は、会の活動及び会計を監査する。

(任期)

第 14 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

## 第 5 章 役員会

(構成)

第 15 条 役員会は監事を除く役員を持って構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

## 第 6 章 総会

(構成)

第 16 条 本会の総会は、会員をもって構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について多数決をもって議決する。

- (1) 規約の変更 (4 分の 3 以上)
- (2) 解散 (過半数)
- (3) 報告および決算 (過半数)
- (4) 計画および予算 (過半数)
- (5) 役員の選任又は解任 (過半数)
- (6) その他会の運営に関する重要事項 (過半数)

(開催)

第 17 条 総会は、会長が招集する。

2 通常総会は、年 1 回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の 3 分の 1 以上から請求があったとき。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 19 条 総会は、会員の 10 分の 1 の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 20 条 総会の議事は、この規則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 21 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決することができる。

2 前項の場合における第 22 条及び第 23 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名押印しなければならない。

(議事録の公開)

第 23 条 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(事業報告書及び決算)

第 24 条 役員会は、毎事業年度終了後、事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(決議機関)

第 25 条 本会の決議機関は総会とする。

第 7 章 事業年度

第 26 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 8 章 規約の変更および解散

(変更)

第 27 条 この規約は、総会において4分の3以上の承認がなければ変更できない。

(解散)

第 28 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第 9 章 残余財産の処分

第 29 条 本会の解散時に有する残余財産の処分方法については総会の議決による。

## 第 10 章 設立年月日

第 30 条 本会の設立年月日は、令和 4 年 4 月 1 日とする。

## 第 11 章 所在地

第 31 条 本会の事務所の所在地を以下の通りとする。

〒422-8545 静岡市駿河区池田 1769  
静岡英和学院大学 梓川研究室

## 第 12 章 附則

第 32 条 本規約は、令和 4 年 4 月 1 日制定し、即日これを適用する。

### 附則

本規約は、令和 4 年 8 月 19 日から施行する。

(経過措置)

この規約による改正後の第 13 条 2 の規定は、施行の日以後から適用し、施行日前のものについては、なお従前の例による。

### 附則

本規約は、令和 4 年 9 月 9 日から施行する。

(経過措置)

1. この規約による改正後の第 12 条の規定は、施行の日以後から適用し、施行日前のものについては、なお従前の例による。
2. この規約による改正後の第 13 条の規定は、施行の日以後から適用し、施行日前のものについては、なお従前の例による。
3. この規約による改正後の第 16 条 2 の規定は、施行の日以後から適用し、施行日前のものについては、なお従前の例による。